

えんべつ下水道



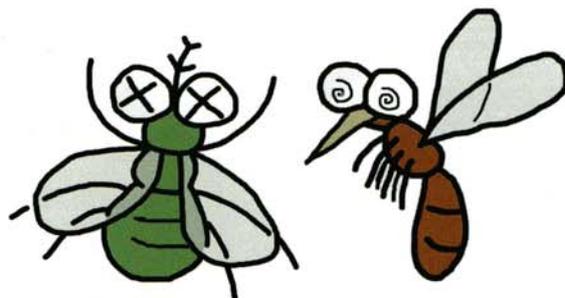
遠 別 町

下水道ができると

下水道の効果

●衛生的で環境が良くなります。

雑排水（台所・風呂など）が側溝に流れ出ないのでカやハエの発生を防ぎ、伝染病の予防に役立ち、また側溝からの臭気もなくなり、いつもきれいな地域環境を保つことができます。



●各家庭の生活が快適になります。

トイレが水洗化されると、汲み取りの必要もなくなり、嫌な臭いもなくなります。

また、冬も暖房を使えば暖かく、子供や足の弱い高齢者の方も安心して使用できます。

●川や海などの水質をきれいにする。

下水道の大きな役割の一つとして、家庭雑排水の処理があげられます。

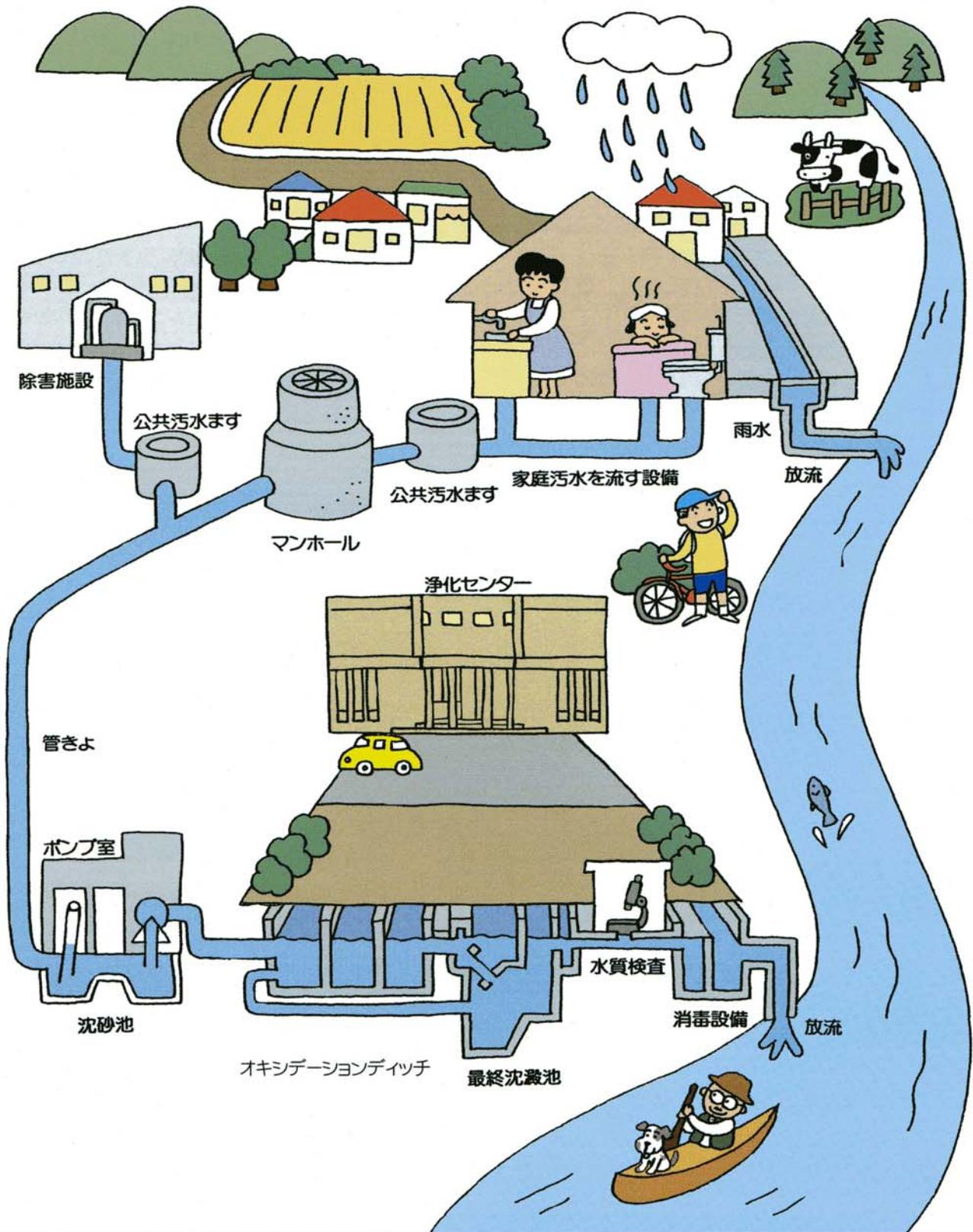
汚れた水を下水処理場できれいにして川へ流すので、川や海などの水質をきれいに保つことができます。

しかし、これらの効果は下水道が整備され、処理できる区域内のすべての建物の排水設備が下水道に接続されて、初めて十分に発揮することができます。

〈目次〉

○下水道ができると	1頁
○下水道のしくみ	2頁
○排水設備	3頁
○受益者分担金	4頁
○下水道使用料	5頁
○トイレの水洗化	6頁
○トイレの水洗化と排水設備工事	7頁
○資金の補助制度	8頁
○排水施設の維持管理	9頁
○排水設備指定工事店	10頁

下水道のしくみ



排水設備

排水設備とは

下水道は、町が道路などに布設し管理を行う「公共下水道」と、個人の敷地内に設置し家庭などから出る汚水を直接公共下水道へ流すための「排水設備」からなっています。

排水設備は、排水管や接続ますなどで、皆さん個人が設置をして、補修・点検などの管理をしていただくこととなります。

排水設備は3年以内に

①道路に下水道管が布設され、お住まいの地域が処理区域になりますと、現在あるくみ取り式便所は下水道が使用できるようになった日(公告の日)から3年以内に、下水道に直接流す水洗化設備に改造しなければなりません。

②また、台所や浴室、洗濯などの汚水も、遅滞なく下水道に直接流すための排水設備を設置しなければなりません。

公共汚水ます

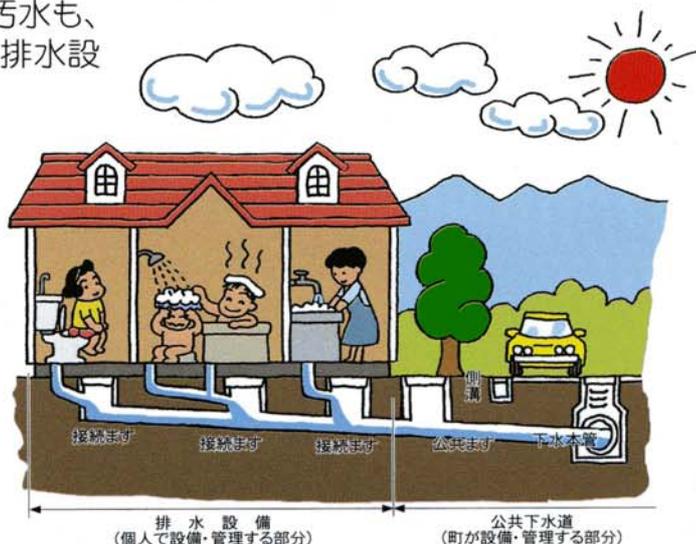
公共汚水ますは、公道等に布設した公共下水道と各家庭の排水設備とを接続するために設置するますで、町が公道や使用者の敷地内に1個設置し管理します。

排水設備は建物の所有者がつくります。

水洗トイレの改造や配水管、接続ますなど、排水設備の工事は、建物の所有者に義務付けられています。

借家人など土地や建物の所有者以外でも排水設備の工事を行うことができますが、この場合は、土地と建物の所有者の同意が必要となりますので、工事を行う前によく話し合うようにしましょう。

排水設備



除害施設をつくりましょう。

下水道を使用する工場や事業所などの汚水の中には、下水道を痛めたり汚水の処理の障害となる物質を含んでいる場合があります。

右記のような悪質下水を処理して排出基準内の水質にするための除害施設(有害物質を取り除く施設)を設置しなければなりません。

悪質下水とは

●温度の高い排水 ●酸及びアルカリ排水 ●多量の有機物を含んだ排水 ●沈澱性物質を含んだ排水 ●油脂類を含んだ排水 ●フェノール、シアン化合物の毒物を含んだ排水 ●カドミウム、水銀等の重金属類を含んだ排水 ●その他下水道施設を損傷又は閉鎖し、処理作業を妨害するおそれがある排水及び人畜、その他に被害を与えるおそれのある排水

受益者分担金

1.建設費の一部になる分担金

住みよい生活環境を整え、衛生的できれいなまちづくりを進める下水道施設を整備するためには、巨額な建設費を必要とします。

この建設費用は、国からの補助金や町債（国等からの借入金）、さらには町税などの一般財源、受益者分担金などによってまかなわれます。

2.受益者分担金とは

下水道の施設は、道路や公園のような一般の公共施設とちがって整備することによって利用できる地域の方が限られてきます。このため、下水道の建設費を町税などの一般財源だけでまかなうこととすると、下水道の恩恵を受けない方たちまで負担をかけることとなります。これは、公平負担の原則に反することになります。

そこで、下水道の建設費の一部を下水道整備によって利益を受ける方に分担していただくものです。

3.分担金の賦課は一度限りです

受益者分担金は、下水道加入申請時において建物の所有者に、一度だけ負担していただくもので、全額納付した後は同じ建物に賦課されることはありません。

4.納める人は

受益者分担金を納める人を「受益者」といいますが、原則として処理区域内にある建物の所有者が受益者となります。



5.分担金の納入方法

受益者分担金は5年に分割し、さらに1年を4期に分けて納めていただきます。また、一括で納めていただくこともできます。なお、団体及び官公庁等は、一括で徴収します。

支払方法は、町役場又は指定の収納代理金融機関で納めていただくこととなります。又、預金口座から自動的に引き落とされる口座振替による納付方法もございます。

6.分担金の額

受益者分担金の額は、建設事業費を基礎として算出しますが、1戸当りに換算すると非常に高額な負担となるため**1戸につき5万円**を分担額と定めております。

算定の基礎は、賦課対象区域に住宅等を所有し、町水道供給メーターの貸与を受けている場合はその設置数1個を住宅等の1戸とし、水道水以外の生活水を使用している場合はその住宅等を1戸とします。

7.分担金の申告

下水道使用申請時に公共下水道受益者申告書を提出していただきます。

8.受益者が変わったときは

納付の途中で建物の売買やその他の事由により受益者に変更があった場合は、「受益者変更届」を変更のあった日から10日以内に提出していただきますと、納期前の受益者分担金は、変更後の受益者に引き継がれます。

下水道 使用料

下水道を使用するようになりますと、流した汚水の量に応じて、使用者の方に下水道使用料を納めていただきます。

お支払いいただいた使用料は、浄化センター（処理場）の運転や下水道管の清掃、補修など、下水道施設の維持管理費用の重要な財源となります。

使用水量の算定

- ①水道水のみを使用している場合
水道の使用量をそのまま汚水量とみなし、下水道の使用水量となります。
- ②水道水以外の自家水を使用している場合
井戸などの自家水を使用している場合の使用水量は使用者の使用の態様を勘案して町長が認定します。
- ③水道水と自家水を使用している場合
水道の使用水量に自家水の使用水量を加えたものが、下水道の使用水量となります。

お支払いは便利な 口座振替をご利用下さい

下水道使用料等の支払方法は、納付書払いによるものと口座振替によるものがあります。

納付書払いは、町で発行する納付書により直接役場窓口や金融機関に納めていただきます。また、預金口座から自動的に引き落とされる口座振替による納付方法もございます。利用される金融機関につきましては、ご相談下さい。

口座振替は、仕事等で日中忙しい方、留守がちな方や商売をされているご家庭では大変便利です。



口座振替のお申し込みは
金融機関、郵便局、農協へ

下水道料金は使用水量によって決められます。

1m³当たり
160円

たとえば

一般用の汚水の場合

汚水の量（水道使用量）が15m³の場合

(1m³当たり) (水道使用量)
160円 × 15m³ = **2,400円**

※水道料金がこの他にがかかります。

トイレの水洗化

トイレの水洗化はすみやかに

道路に下水管が布設され、お住まいの地域が処理区域になりますと、くみ取便所は下水道が使用できるようになった日（公告の日）から3年以内に、下水道に直接流す水洗トイレに改造することが法律で義務づけられています。

このため、処理区域となった地域では、水洗トイレにしないと家屋の新築や増築をすることができません。

工事の申し込みは町の指定工事店へ

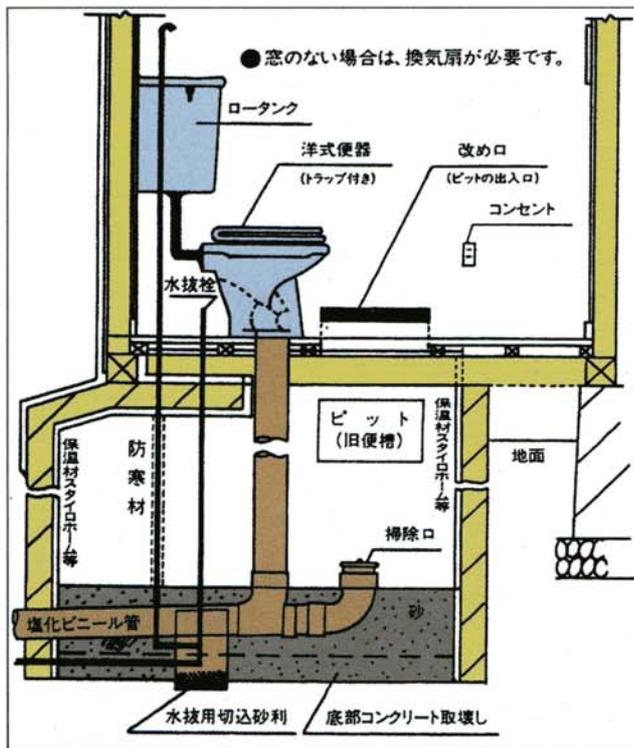
トイレの水洗化と排水設備工事は、町の指定工事店でなければ施工することができません。

指定工事店は、遠別町公共下水道条例の基準により設計見積りをし、町の検査を受けて責任施工いたします。

また、工事の申請等の書類作成、届出も皆さんに代わって行うことも出来ます。

標準図

今まで使用していたくみ取り便槽をピットにつくりかえます。



水洗改造工事の順序

1. 便槽の汲取・洗浄・消毒
2. 便槽及び床のとりこわし
3. 便器・排水管・給水管の取付
4. ピット造作・保温・電気工事
5. 床復旧

**工事はわずか
2～3日で出来ます**

工事中トイレが使用できないのは1日(朝から夕方まで)程度で、必要に応じて移動式トイレをご用意いたします。

トイレの水洗化と排水設備工事

工事費のめやす

既設の便所を水洗トイレに改造し排水設備を設ける場合の工事費は、屋外の排水管を15mとした場合おおむね次のとおりです。

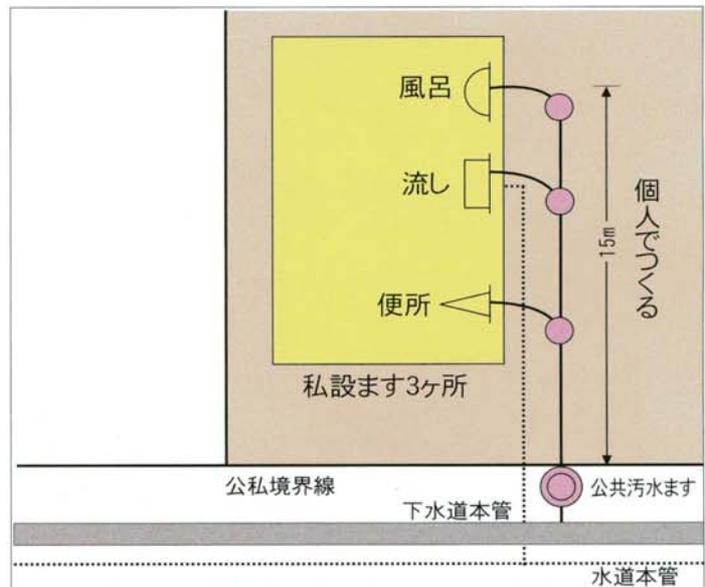
	単	価
屋外排水設備工事		160,000
屋内排水設備工事		180,000
便槽処理工事		80,000
トイレ内部改修工事		190,000
電気設備工事		6,000
給水工事		84,000
合計		700,000

上記は概算額です。個別の工事内容により変動いたします。

水洗化改造に必要な標準工事費は



700,000円です



工事費のめやす

「指定工事店」に直接工事の申し込みをします。



指定工事店が現地調査、設計、見積りをしますから、便器の種類、施工方法、費用、支払い条件などを十分に打合せ、工事契約をします。

工事の確認申請書を作成し、町に提出します。



書類の作成、提出は指定工事店が代行することも出来ます。

町では、申請書類をもとに施工方法、費用などが基準に合い、適正かどうかを審査して工事の許可をします。



審査に合格すると排水設備工事確認書を交付します。確認を受けたあとでなければ、工事に着手できません。

「指定工事店」は工事に着手します。

工事はトイレ、台所、浴室などの排水口から、公共汚水ますまでの間の排水管や接続ますを新設します。既設便槽内のくみ取りの依頼は、指定工事店と相談して行ってください。便槽は清掃、消毒したあと土砂で埋めます。水洗トイレの便器と給水タンクを据つけ、給水管の配管を行います。必要に応じてトイレの床や壁などの断熱改造と、保温のためのコンクリートの取付工事を行います。

資金の補助制度

補助制度(法人・団体は対象になりません)

町では排水設備などの普及促進を図るために、供用開始後3年以内に既設のトイレを水洗トイレに改造、及び、排水設備の工事をされる方に補助金を交付します。

水洗化及び排水設備工事を同時に実施する方

限度額

- ★設備改造工事費（便槽廃止工事含む）の20%以内とし、**15万円を限度**
- ★高齢者世帯(65歳以上の夫婦又は単身で生活している世帯)の方は、補助金の額に5万円を加算し、**20万円を限度**
- ★2基分の水洗化改造工事を実施した方は、補助金の額に5万円を加算し、**20万円を限度**

設備改造工事に対する補助の例

工事費	補助金
100万円 × 20% = 20万円 →	15万円
75万円 × 20% = 15万円 →	15万円
50万円 × 20% = 10万円 →	10万円



排水施設の維持管理

次の物は流してはいけません

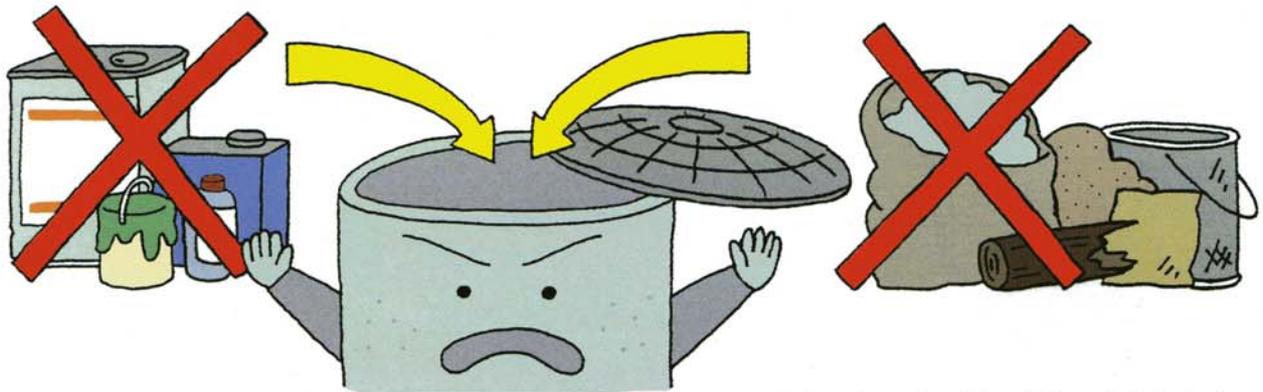
水洗便所では



台所では



排水設備の維持管理は個人負担です



ガソリン・シンナー・石油・ペンキ・
アルコール類など危険物

雨水、土、砂、雪、廃油、木片などを
流さないようにしましょう。

下水道は大切に使いましょう

公共汚水ますに自動車などが乗るとます蓋が破損して
汚物がつまる原因になりますので、気をつけましょう。

排水設備指定工事店

※水洗トイレの改造工事などの申し込みは、排水設備指定工事店にご連絡ください。

遠別町内での排水管工事は、遠別町排水設備指定工事店以外は工事を行うことができませんのでお気をつけください。

(50音順)

指定工事店名	所在地	電話番号
株式会社内山産業	遠別町字北浜	7-2338
株式会社遠藤重機建設	遠別町字幸和	7-3153
株式会社共栄	遠別町字本町4丁目	7-2859
株式会社恵菱設備	稚内市こまどり5丁目	24-1705
北浜建設株式会社	遠別町字北浜	7-3776
斉藤組興業株式会社	遠別町字本町2丁目	7-2121
伸成建設運輸株式会社	遠別町字北浜	7-3611
築田暖房株式会社遠別営業所	遠別町字本町5丁目	9-6100
道北興業株式会社	遠別町字本町3丁目	7-2216
守谷建設株式会社	遠別町字北浜	7-2213
有限会社遠別設備工業所	遠別町字本町3丁目	7-2077
有限会社川畑建設	遠別町字本町3丁目	7-2723
有限会社高橋水道工務所	遠別町字本町6丁目	7-3246
横山建設工業株式会社	遠別町字北浜	7-2304

このようなときは、排水設備指定工事店に連絡をしてください



- 家の中の排水口から臭いがする
- トイレがつまったら

※トイレにあやまって物を落としたり

便器にトイレットペーパー以外のものを、あやまって落としてしまったら、水を流さないでください。

※もしもトイレがつまったら

簡単なつまりは、市販の吸引ゴムを使用して取り除いてください。

使用方法は、便器に水を張り、吸引ゴムを排水口にしっかりと押しつけ、いきおいよく押したり引いたりしてください。

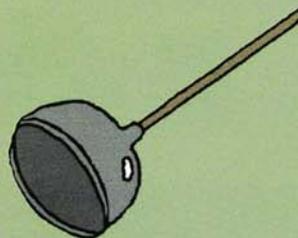
それでもつまりが取り除けない場合は、排水設備指定工事店に相談してください。

●排水設備指定工事店についての問い合わせ……建設水道課下水道係

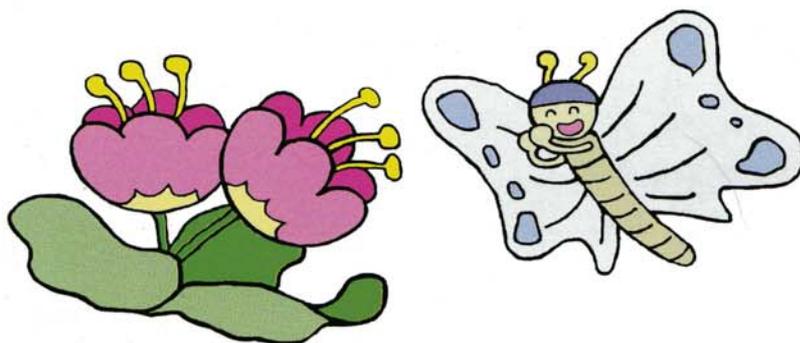
ラバーカップをお備えください

トイレの簡単な詰まりは、市販の吸水器で直ります。

1つ備えておくと大変便利です。それでも、直らないときは、お宅の工事を行った工事店に連絡してください。



宅地内の汚水枡は、定期的に清掃をしましょう。



〈おわりに〉

下水道工事は、人や車の交通事情を悪くしたり、一時的に付近の環境を悪化させたり、なにかとみなさま方にご迷惑をかけることが多いかと思われれます。

こうしたことを最小限にするために、下水道工事は最新の技術と工法を取り入れて懸命の努力をしております。お近くで下水道工事を行う場合には、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

下水道事業に関して不明な点、また関連してお聞きになりたい事項がありましたら下記へお問い合わせ下さい。

遠別町役場建設水道課下水道係

TEL 7-2111 内線 234